○衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第四十九号)(抄)◎衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

規定の例により行わなければならない。	第二条 〔略〕 なに法制上の措置) (平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成及び勧告並) 附 則	〔以下 略〕 〔以下 略〕 〔以下 略〕 〔以下 略〕	改 正 案
の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める数とする場合が、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区がらず、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区をが、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区を対して、の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人	第二条 〔略〕 びに法制上の措置) (平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成及び勧告並(平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成及び勧告並附 則	(公職選挙法の一部改正) 「以下略」 (公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように 第四条第一項中「四百七十五人」を「四百六十五人」に、「二百 九十五人」を「二百八十九人」に、「百八十人」を「百七十六人」 に改める。	現 行

る。

項第二号及び次条において「旧公職選挙法」という。 年の国勢調査を新選挙区画定審議会法第四条第一項の国勢調査 でに該当する都道府県 を新方式小選挙区定数で除して得た数が最も少ない都道府県か 結果による日本国民の人口をいう。 道府県の平成二十七年国勢調査人口(平成二十七年の国勢調査の 前小選挙区定数」という。) より少ない都道府県のうち、当該都 における都道府県の区域内の 定数」という。)が、第二条の規定による改正前の公職選挙法(次 とみなして新選挙区画定審議会法第三条第二項の規定の例によ 二百八十九人を衆議院小選挙区選出議員の定数と、平成二十七 順次その順位を付した場合における第一順位から第六順位ま ^得られる小選挙区の数 (以下この号において 「新方式小選挙区 新方式小選挙区定数 小選挙区の数(次号において「改正 次項及び次条において同じ。) 別表第

次に掲げる基準によって行わなければならない。

定案の作成は、新選挙区画定審議会法第三条の規定にかかわらず、
定案の作成は、新選挙区画定審議会法第三条の規定にかかわらず、
第一項の規定による平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改
二 前号に掲げる都道府県以外の都道府県 改正前小選挙区定数

調査人口以上であって、かつ、当該平成二十七年国勢調査人口不会小選挙区の平成二十七年国勢出す人口の最も少ない都道府県の区域内における平成二十七年国勢調査人口が、平成二十七年国勢調査人口が、平成二十七年国

3

4

下略

(新公職選挙法別表第二に規定する各選挙区の議員数)

の二倍未満であること。

う。)で除して得た数を乗じて得た数をいう。 区の平成三十二年見込人口以上であって の区域内における平成三十二年見込人口の最も少ない小選挙 いて同じ。)が、平成三十二年見込人口の最も少ない都道府県 口(平成二十二年の国勢調査の結果による日本国民の人口をい 人口に、平成二十七年国勢調査人口を平成二十二年国勢調査人 一年見込人口の二倍未満であることを基本とすること 各小選挙区の平成三十二年見込人口(平成二十七年国勢調査 かつ、 以下この項にお 当該平成三十

イ 区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行うこと。 成二十七年国勢調査人口及び平成三十二年見込人口の均衡を図 選挙区のうち次に掲げるものについて行うことを基本とするこ 小選挙区の改定案の作成は、旧公職選挙法別表第一に掲げる小 (イに掲げる小選挙区の改定案の作成の場合に限る。 この場合において、当該都道府県の区域内の各小選挙区の平 前号イ及びロの都道府県の区域内の小選挙区 行政

- 前項第 号に掲げる都道府県の区域内の小選挙区
- 前号の基準に適合しない小選挙区
- な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる小選挙区 ハに掲げる小選挙区を前号の基準に適合させるために必要

4 . 5 略

(新公職選挙法別表第二に規定する各選挙区の議員数)

分に応じ、

当該各号に定める数とする。

職選挙法別表第二に規定する各選挙区(以下この条において「比例第三条 新公職選挙法第十三条第一項に規定する法律で定める新公

選挙区」という。)の議員数は、次の各号に掲げる比例選挙区の区

下記の国勢調査を新公職選挙法第十三条第七項の国勢調査とみなして同項後段の規定の例により得られる議員数(以下この号において「新方式比例定数」という。)より少ない比例選挙区のうち、当該比例選挙区の平成二十七年国勢調査人口を新方式比例定数で除して得た数が最も少ない比例選挙区の議員数(次号において「改正前比例定数」という。)が、旧公職選挙法別表第二に規定する各選挙区の議員数(次号において「改正前比例定数」という。)が、旧公職選挙法別表第二に規定する各選挙区の規定の例により得られる議員数(以下この号においた例選挙区の規定の例により得られる議員数(以下この号においたの国勢調査とみなしい比例選挙区から順次その順位を付した場合における第一順位の国勢調査とみなした。

| 前号に掲げる比例選挙区以外の比例選挙区 改正前比例定数